

# 防火対象物の関係者の皆様へ

久米島消防からのお知らせ

## 新たに建物を使用して営業等をはじめられる方

建物や建物の一部を使用する場合は、久米島町火災予防条例第43条により「防火対象物使用開始届出書」を消防長へ届け出る必要があります。（個人の住宅、長屋を除く）

## なぜ届出が必要なの？

建物の使用状況を把握して、届出内容の確認及び消防用設備等の設置状況等を事前に審査・指導することで、その建物を利用する方の安全を確保するためです。

## 届出が必要な時は？

- ・ 建物を新築したとき
- ・ 建物を増改築したとき
- ・ 建物の用途やテナントを変更したとき （例 事務所→カラオケ店、個人の住宅→宿泊施設）

※建物の増改築やテナントを変更することによって、新たに消防用設備等が必要になる場合がありますので計画の段階で消防本部 予防班までご相談下さい。

## 届出様式は？

届出様式は、久米島町のホームページから出力することができます。

「防災・防犯」→「予防」→「届出用紙ダウンロード」→「NO.12・13 防火対象物使用開始届出書」

※添付書類として防火対象物の配置図・平面図・消防用設備等の設計図書（消火器、避難器具等の配置図含む）を添付して下さい。

## お問い合わせ



久米島町消防本部 予防班

KUMEJIMA FIRE DEPT.

T E L 0 9 8 - 9 8 5 - 3 2 8 1

F A X 0 9 8 - 9 8 5 - 3 9 4 2